

危険物質の事件・事故に伴う住民避難に係る
職員用初動対応ガイドライン

さいたま市

目 次

1	目的	1
2	事象の範囲	1
3	避難区域設定に係る想定等	1
4	情報共有	2
5	警戒区域等設定	3
6	住民周知	5
7	進入・立入り規制	6
8	避難誘導	6
9	自衛隊との連携	7
10	報道・市民問合わせ対応	7
11	具体的検討例	8

参考 1 危険物質の事件・事故に伴う住民避難に係る初動対応調整

参考 2 住民周知に係る発(公)表・放送文(一例)

参考 3 警戒区域等設定の一例(初期離隔距離:60m)

危険物質の事件・事故に伴う住民避難に係る職員用初動対応ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、さいたま市緊急事態等対処計画及び同地域防災計画に基づき、危険物質を貯蔵・使用している事業所や多数の市民が利用する鉄道駅・集客施設などにおいて、危険物質に係る事件・事故が発生した場合に、市民に及ぼす被害を最小限とするために、さいたま市危機(災害)対策本部(以下「市対策本部」という。)が住民避難処置を行う際の初動対応と関係機関との連携要領についてまとめ、実行段階での迅速な調整の一助とするものである。

2 事象の範囲

- (1) 本稿でいう「危険物質」とは、さいたま市地域防災計画の風水害・大規模事故等対策編でいう「危険物等」(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物)のほか、テロなどに用いられる爆発物及びNBCR物質を指すものとする。
- (2) 住民避難が必要となる事象として、危険物質に係る事件・事故を対象としており、事象の種類としては次の4つが考えられる。

① 事故としての危険物等の漏出・爆発

⇒ 市内で発生する可能性はあるが、貯蔵している危険物施設等の環境から判断して多くの周辺住民を避難対象にすることは少ないと想定される。

② 事件としての集客施設等に対する爆破予告

⇒ 発生の可能性は高いが、③に比し、各関係機関が連携して活動する場面が少ない。

③ 事件としてのNBCR災害等(テロを含む。)

⇒ 発生の可能性は極めて低いが、市民生活への影響が最大で、関係機関が連携して活動する場面も多い。

④ その他の避難が必要と判断される事態

- (3) 本ガイドラインは、事象の発生による市民生活への影響が大きく、関係機関による連携が最も必要となる③をベースとして記述する。特に、③の中でも、過去に重大事件が発生している化学テロを主対象事象とする。

3 避難区域決定に係る想定等

- (1) 事業者等から関係機関に、「何者かによって集客施設で危険物質らしきものが散布され、複数人間が倒れており、さらに周辺地域に被害が及ぶ恐れがある。」との通報を受けた場合などを想定する。

(2) 発生条件

ア 季節・時期は限定しない。

イ 気象条件のうち、当日の天候、昼夜の別、気温・湿度、風速・風向は、化学剤による被害の程度に影響を与える。

- ①天候：晴天は、曇天等に比べ空気対流により剤の拡散が早い。
- ②昼夜の別：昼間は、夜間等に比べ空気の対流が生じやすく、剤の拡散が早い。
- ③気温：気温が高いと蒸発しやすく、拡散が早い。
- ④湿度：湿度が低いと、蒸発が早くなり、拡散が早くなる。
- ⑤風速：液体状の化学剤は、風速が高くなると蒸発が早く、流動・拡散する。
気体状の化学剤は、風速2～5mで高濃度を保持する。
- ⑥風向：剤の量に応じ、流動によって風下地域に被害が及ぶ。

参考：「テロは日本でも確実に起きる」 井上忠雄著 講談社

ウ 本ガイドラインでの想定

過去の重大事件での使用例を参考とし、効力が一時性である少量の液体状神経剤(サリン等)を、開口部の大きい屋内集客施設等で使用する場合に効果的な状況を想定し、曇天の朝、気温10～35℃、湿度30～50%、風速1～5m/sとする。

(3) 処置事項のうち、役割分担等については基準であり、実際は現地での調整に基づき決定する。このため、現地での調整に必要な情報を直接収集し、関係機関等との調整を通じて処置事項を処理する市対策本部の出先機関として「さいたま市現地調整所」を開設する。

参考1 「危険物質の事件・事故に伴う住民避難に係る初動対応調整」

4 情報共有

(1) 関係部署への速報

早急に組織的な対応を執るため、外部からの第一報受領後、総務局(危機管理部)及び消防局(警防部)は速やかに関係部署に連絡する。事後は、開設する市対策本部にて情報を共有する。

- ①総務局：県(危機管理課)、該当区役所、保健福祉局、こども未来局、都市局、建設局、水道局、教育委員会、等
- ②消防局：県(消防防災課)、関係消防署、関係消防団 等

(2) 現場での情報共有

当初は消防現場指揮本部、「市現地調整所」開設後は同調整所(該当区からの派遣者を含む。)において、関係機関(県、消防、警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等)との間で、主として次の情報を共有する。

- ①事件等情報(5W1H)
- ②被害情報
- ③各機関の活動状況(現在まで、今後)

5 警戒区域等設定

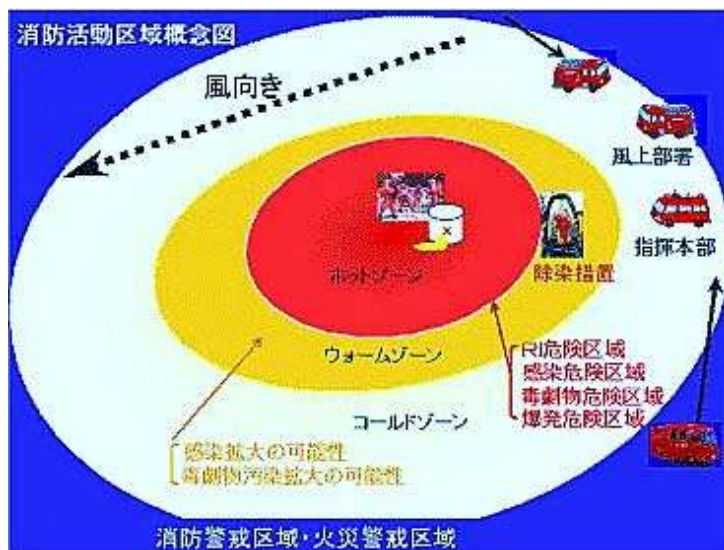
(1) 根拠 (国民保護法に基づく事態認定前)

- ①警戒区域※(災害対策基本法第63条)：市長
- ②消防警戒区域(消防法第36条)：消防吏員・団員
- ③立入り禁止区域(警職法第4条)：警察官

※**警戒区域**：災害が発生した場合等において、人の生命・身体への危険を防止するため特に必要があると認めるときに市長が設定する区域で、立入り禁止または区域からの退去を命ずることが可能となる。(市長の委任を受け、市職員も当該権限を行使可能)

(2) 設定の流れ

- ① 事業者側からの情報等に基づき、当初、駆けつけた消防・警察が、それぞれの活動のために必要となる消防警戒区域・立入り禁止区域を設定して、現場周辺の安全を確保する。



消防活動区域概念図

出典:「消防科学と情報」2002春号

○消防活動区域の設定(ゾーニング)は、大きく3つに区分される。

- ・ホットゾーン：化学剤への暴露危険がある付近一帯で、救出・簡易検知活動を行う区域
- ・ウォームゾーン：化学剤に暴露された人の1次トリアージ・除染を行う場所で、汚染の管理ができていない区域
- ・コールドゾーン：化学剤が存在しない地域で、被害者の2次トリアージ・応急救護を行うほか、活動部隊の集結・指揮本部の設置を行う。

○消防活動区域(3区分)を含んだ地域を、消防警戒区域として設定し、住民等に対し、区域からの退去や出入の禁止・制限を行う。

出典：消防庁 防災・危機管理eカレッジ 消防職員向けカリキュラム「C災害」

② 次いで、市現地調整所長は、市民の安全に万全を期す必要があると判断する場合、消防警戒区域等をもとに、区域外避難区域(D')及び屋内避難区域(S)案を具申し、市対策本部長(市長)判断により決定する。

③ この上で、市対策本部は、関係機関等の協力を得て、決定内容を住民周知しつつ、所定の避難等を実施して、市民の安全を総合的に確保する。

(3) 警戒区域に付随した区域等設定 (D' + S = 警戒区域)

ア 危険区域 (D)

現場周辺で被害が及ぶ恐れの高い範囲として区域外避難を基本とする区域であり、消防の設定するホット・ウォームゾーンを基本とし、市現地調整所が事業者・消防等からの現場情報(被災者の症状を含む)、公的機関のデータ(WISER^{*1})による初期離隔距離^{*2}(Initial Isolation Distance) I、気象条件等の外的要因を総合的に判断して設定する。

※1 WISER：米国国立衛生研究所(NIH)にある国立医学図書館(NLM)の提供しているフリーソフトで、化学剤等が散布された際に、初動対処者等が安全に活動するための計数的目安や方策等を示すもの

※2 初期離隔距離：風下のみならず風上でも危険があるため、全方向に最初に退避すべき区域の半径(例：少量のサリンを効果的に使用した場合の初期離隔距離 I = 60m)

イ 区域外避難区域(D')

前項で設定した危険区域(D)、あるいは散布された物質の推定ができ、かつ、風の影響を受けると判断する場合、風下側はIの1.5~2.0倍を半径とする半円内、風上側はIを半径とする半円内にあるそれぞれの地域を含み、現地で判別容易な道路などによって区切られた区域であり、原則として区域外避難を指示する区域である。

ただし、化学剤が短時間のうちに効力を維持して流動すると予想される場合は、避難指示後の屋外移動に危険が伴うことから、屋内避難とする場合がある。

ウ 屋内避難区域(S)

市民の安全に万全を期すため、区域外避難区域(D')の外側に設定するものであり、消防警戒区域を基本とする。ただし、物質の推定ができ、風による影響をより考慮した場合、風下側では、風向方向を中心軸にして、前述したWISERによる防護措置距離^{*}(Protective Action Distance) Pを一辺とする正方形の地域(防護措置区域)、風上側ではIの半径プラス100mを目安とした円内の地域をそれぞれ含み、判別容易な道路などによって区切られた区域である。ここでは、内側にある区域外避難区域(D')を除いた区域に屋内避難を指示する。(夏季の昼間で高温となる場合など、気象条

件によっては区域外避難とする場合がある。)

※ 防護措置距離：緊急対応職員や一般の人々の健康と安全のため、危険物質の散布箇所の風下側に設定する、正方形の防護措置区域の一辺の長さ（ア項の例の場合、 $P=400\text{m}$ ）である。なお、当該区域内では、原則、屋内避難を行う。

エ 通行規制点

警戒区域外周部において、人員・車両の区域内への立入り・進入を規制するための地点であり、市現地調整所が消防・警察・該当区危機(災害)対策本部(以下「区対策本部」という。)と調整して決定する。

オ 避難場所・避難経路

市現地調整所で、住民の避難先施設として警戒区域外の周辺市立学校等を、また同施設までの避難経路をそれぞれ選定し、市対策本部了承の上で同対策本部から該当区対策本部に指示し、避難場所の開設・運営に向けた準備を促進する。

6 住民周知

(1) 全般

事件等覚知後、市対策本部は、市現地調整所及び関係機関との協議を経て、避難等市民の安全を守るために必要となる事項を、利用可能な全ての手段を用いて、速やかに市民に周知する。

(2) 速報に係る実施事項(さいたま市以外は、実施段階の調整結果次第で変化する。)

ア 市対策本部等

- ①警戒区域内及び同区域周辺に対し、防災行政無線端末を活用して放送する。
- ②報道機関に発表する。
- ③エリアメール、facebook・twitter、テレ玉データ放送(以上、防災情報一斉送信システム)、市ホームページ及び要請によるFMラジオ放送により周知する。

イ 該当区対策本部

- ①警戒区域外側において広報車等から放送する。
- ②区域外・屋内避難を行う際、災害時要援護者(避難行動要支援者)に電話等により周知する。

ウ 消防

- ①警戒区域外縁部の通行規制点で周知する。
- ②可能な場合、消防(団を含む。)車両により周知する。(屋内避難等)

エ 警察

状況に応じ、可能な手段・方法で伝達・周知するよう要請する。

オ 県

発生場所・事件の影響度等に応じ、隣接市町に周知するよう要請する。

(3) 速報内容

市対策本部は、次の各段階で、関係機関との調整を経て放送・発表等を行う。

ア 事件・事故発生後、放送例文を基礎とし、関係機関及び事業者と速やかに調整して内容を決定し、防災行政無線・広報車による放送及び報道機関への発表等を行う。

イ 避難開始以降、当該処置の解除見通しなどについて、可能な限り定期的な情報提供を行う。

ウ 避難等の処置を解除する場合、放送文例を基礎に、関係者と確実に調整の上、利用可能な手段を用いて放送・発表等を行う。

エ 参考2「住民周知に係る発(公)表・放送文(一例)」

7 進入・立入り規制

(1) 全般

市現地調整所は、設定した警戒区域に基づき、警察・消防等との協議により決定した通行規制点に対し、その段階で活用できる関係機関及び該当区職員の配置など、通行を規制する処置を調整し、その実行を通じ被害の拡大防止を図る。

(2) 要領・役割区分

ア 市現地調整所での調整においては、進入・立入り規制する上での役割を、機能的あるいは地域的に分担するよう調整して、円滑に規制を行う。この際、主要進入路等には人員を配置し、その他の道路については、車両配置・進入防止柵(カラーコーン)設置・テープ展張などの進入防止処置を講ずる。

イ 市現地調整所は、ア項に示したさいたま市側の処置案及び関係機関等の投入可能人員数を基礎とした調整を通じ、警察・消防及び区対策本部の役割を決定する。

ウ 決定したそれぞれの役割に基づき、市現地調整所は警察に要請するとともに消防及び区対策本部に確実に伝達する。

8 避難誘導

(1) 避難要領の徹底

第6項「住民周知」(2)に示す各機関が、次の内容を防災行政無線・公用車・テレビ・メール等のほか、電話等それぞれ利用可能な手段を活用して周知・徹底を図る。

ア 区域外避難を行う場合の対応

①(D')区域内、状況により(S)区域内を含めた地域の住民については、(S)区域外にある、地域防災計画に規定された指定避難場所(市立小中学校)等に、原則として徒歩で避難する。この際、自宅等は確実に戸締り・施錠するとともに、移動中はハンカチ等で口を塞ぐようにする。

②災害時要援護者(避難行動要支援者)については、自治会等の共助可能な範囲での協力、消防・警察等防護手段を有する機関の支援を受けて、指定された避難場所(市立小中学校、公民館)等に避難する。なお、輸送手段は、支援者の自家用車、消防・

警察車両、協力要請するタクシー(警戒区域外のみ)あるいは状況に応じて災害派遣要請する自衛隊の車両によるものとする。

③警戒区域内に偶然所在した市民等で異状の無い者については、徒歩により警戒区域外へ避難する。

イ 屋内避難を行う場合の行動

①(S)区域内の住民については、自宅あるいは付近の公共施設内に避難し、窓や扉を閉めて別に指示のあるまで、できるだけ窓のない室内に留まる。この際、2階以上のある建物であれば、2階以上に避難する。

②外気を入れないように、速やかにエアコンや換気扇は止め、可能な範囲で目張りを行う。

③テレビ・ラジオ、インターネット等により、情報収集に努める。

(2) 関係機関等との連携

ア 市対策本部は、県に対し、県所管施設の避難場所としての利用、備蓄物資及び協定団体からの輸送手段の提供を要請するほか、調整のための連絡員派遣を受ける。

イ 区域外避難を行う場合、市現地調整所は、消防、警察、該当区等による要員配置等の調整を行い、警戒区域内は防護手段を所持した隊員が、同区域外は該当区職員等が、避難経路上の主要地点において住民の誘導を行う。

ウ 高温など、気象条件によっては、より多くの住民等の区域外避難が必要となる場合も想定されることから、市現地調整所は、避難の早急な徹底や災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難のため、該当区対策本部及び関係機関等とより密接に協働した体制をもって実施する。

エ 区対策本部は、避難住民を円滑に受け入れるため、選定された避難場所の担当職員を動員するとともに、必要な場合、同運営委員会の立上げ・活動を支援する。

9 自衛隊との連携

前述した市民の避難において、自衛隊の車両による搬送の必要が生じた場合のほか、漏出・拡散した危険物質の広地域に及ぶ除染が早急に必要となる、あるいは予測され事業者やさいたま市の保有する能力では対応できない場合、市対策本部長は、速やかに県知事に対し自衛隊の災害派遣を求める。

10 報道・市民問合わせ対応

(1) 報道対応

ア 市対策本部は、さいたま市の活動状況等に関する情報をまとめ、同対策本部、状況により現場において、努めて定期的に各報道関係者に一斉に提供する。

イ この際の主たる発表内容

- | |
|---------------------|
| ①災害の概要 |
| ②市の活動状況(解除の見通しを含む。) |
| ③市民の状況(避難状況等) |

なお、現場で発表する場合、その内容は市の活動状況のみとする。

(2) 市民の問合わせ対応

報道発表内容のほか、安否情報は、市対策本部が消防あるいは警察の各本部から入手し、関係機関の活動に影響のない範囲で、連携を取りながら市民からの問合わせに対応する。

11 具体的検討例

事件等に係る危険物質については、毒性が強く、万一の際に大きな被害が予想されることを考慮して、液体状の神経剤としてサリンを用いた化学テロを想定する。

なお、第2項(2)に記述した事象のうち、検討例として取り上げる③以外の事象については、③で想定する対処内容を大きく超えるものではないことから、検討例の対処要領で読み込めるものである。

(1) 条件

ア 事件内容

何者かが持ち込んだ、白色のビニール袋に入れられた液体状の化学剤(サリン)約2kgが、JR駅舎内で小爆発によって散布された。

⇒ サリンの揮発性は水と同程度で、爆発に伴う熱で効力を失わない程度の勢いで飛散したものとする。

イ 気象等条件

- | | |
|----------|-----------|
| ①春の午前8時頃 | ④湿度30% |
| ②薄曇り | ⑤風速1~2m/S |
| ③気温15℃ | ⑥風向 東寄りの風 |

⇒ 液体状の化学剤は蒸発しやすく、サリンは地を這うように適度に流動する。

ウ 発生場所

JR線 甲駅西口改札口付近(屋内であるが、東西に大きな開口部あり)

⇒ 風速・風向等から、主として駅舎西側地域に被害が及ぶ可能性がある。

エ 区域設定

- ・ 区域外避難区域(D')

サリン散布の場合：WISER*を用い、少量(2kg未満)のサリンを効果的に散布した際の初期離隔距離Iが60mであることを参考に、安全性を考慮して風下の駅舎西側は半径R=100mの円内の地域を、風上の駅舎東側は半径R=60mの円内の地域を、それぞれ含んで当該地域外側の道路等によって区切られた区域とする。

・ **屋内避難区域(S)**

サリン散布の場合：散布された化学剤がすでに推定され、かつ風の影響を考慮する必要がある状況であることから、風下の駅舎西側は防護措置距離400mを一辺とする正方形の地域を、風上の駅舎東側はIの半径プラス100m($R=160m$)である円内の地域を、それぞれ含んで当該地域外側の道路等によって区切られた区域とする。

オ 基本的な条件の場合の検討

前記の実際的な条件のほか、基本的な状態として以下の条件を併せて検討

- | |
|--|
| ①発生場所の甲駅は開口部が小さく、シャッター等で閉鎖でき、ほぼ密閉状態
②風速は、ほぼ0m/sで、無風状態 |
|--|

この場合は、風の影響をほぼ排除できるので、風下側も風上側と同様の地域を、区域外避難区域及び屋内避難区域とする。

(2) 設定・運用

ア 市対策本部は、市現地調整所の具申を受けて、D' (区域外避難区域)、S (屋内避難区域) を、それぞれの円及び四辺形の外側で、最も近い道路を境界とするエリア(赤太線・同破線で示すエリア)に設定する。

イ 併せて警戒区域(S)に進入する主たる道路上に14カ所の通行規制点を設定し、市現地調整所において、それぞれの担任を関係機関と調整・決定して処置する。(職員・隊員等配置、柵・テープ等による道路閉塞等)

ウ さらに市現地調整所で、避難住民の避難先施設として、警戒区域外の周辺市立学校等(5カ所)と同施設までの避難経路(4本)を選定し、市対策本部の了承を受ける。その後、同対策本部から該当区対策本部に指示し、避難所の開設・運営に向けた準備を促進する。

エ 市対策本部は、防災行政無線端末(12ヶ所)からの放送、S外側での区公用車による広報等を実施するほか、S内側での直接的な広報のため、防護手段を備えた車両の活用を関係機関に要請する。

この際、屋内避難区域内で2階以上のある建物では、2階以上の部屋に避難するように促す。

オ 該当区対策本部は、選定された避難場所の担当職員を動員するとともに、必要な場合、同運営委員会の立上げ・活動を支援する。また、併行してS外側は該当区対策本部が、S内側は防護手段を保有する機関が、避難経路上の主要地点に誘導員を配置して対象となる住民に早急な避難を促す。

カ 参考3-1「警戒区域等設定の一例(初期離隔距離：60m)」

キ 基本的な条件の場合

前記と同様の要領で現地に適用し、通行規制点10カ所等を設定する。

参考3-2「警戒区域等設定の一例②(初期離隔距離：60m)」

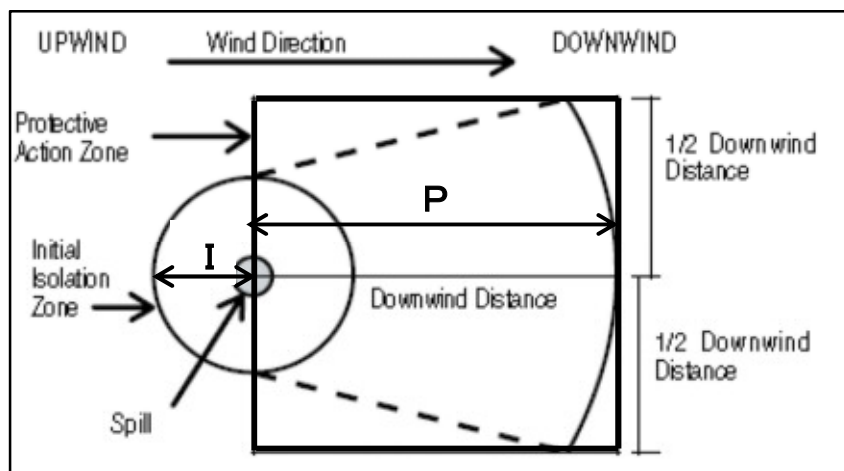
(参考文献等)

1 Emergency Response Guidebook(緊急時応急措置指針)

米国・カナダ・メキシコの運輸当局が共同でまとめた陸上輸送での事故時対応指針で、分類整理した危険物の危険性に対応する応急措置をまとめたものである。

初期離隔距離(I)、初期離隔区域(Initial Isolation Zone)、防護措置距離(P)及び防護措置区域(Protective Action Zone)などについて記述されている。

なお、後述する3の資料によれば、本指針は世界中の多くの国の初動対応機関で使用されているとのことである。



2 消防庁 消防・救助技術の高度化等検討会第1回検討会資料5-3「Emergency Response Guidebook2012の仮訳」

3 消防庁 消防・救助技術の高度化等検討会報告書 第2編「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」第3章「化学災害又は生物災害時における消防活動」

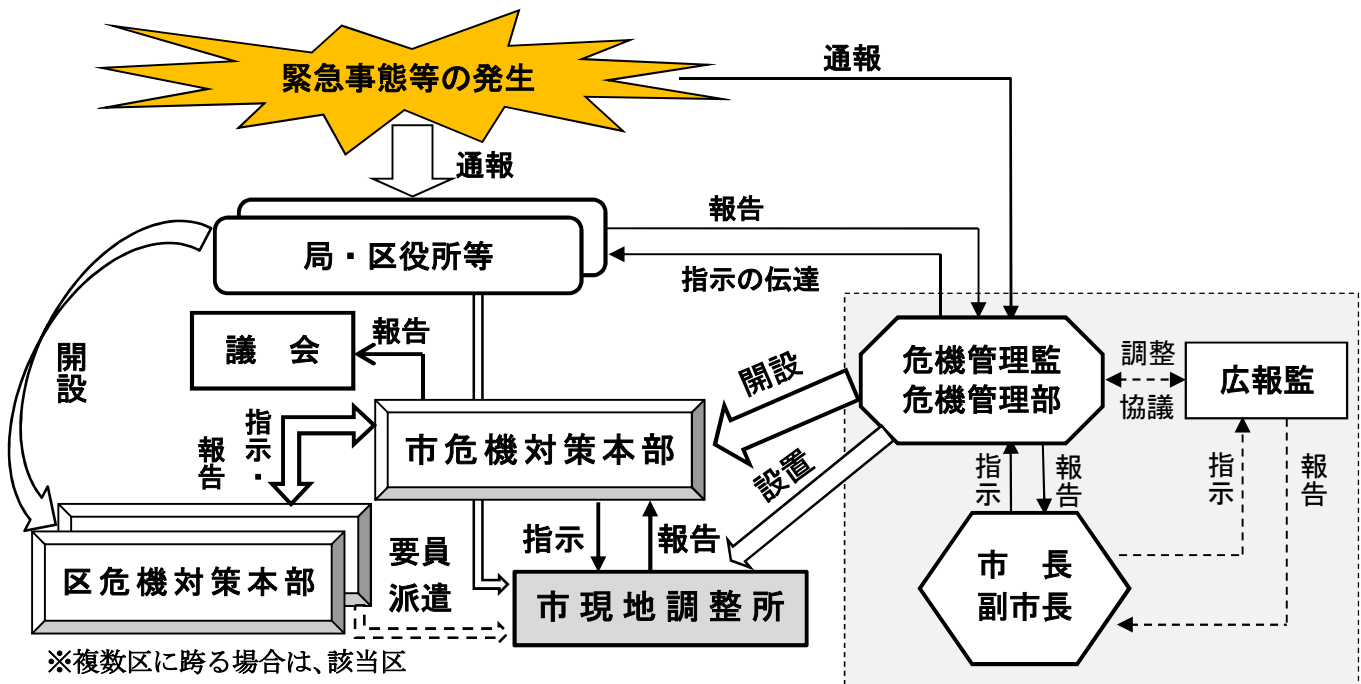
4 第1回国民保護CRテロ初動セミナー 参考資料編

「2 ERG データ」

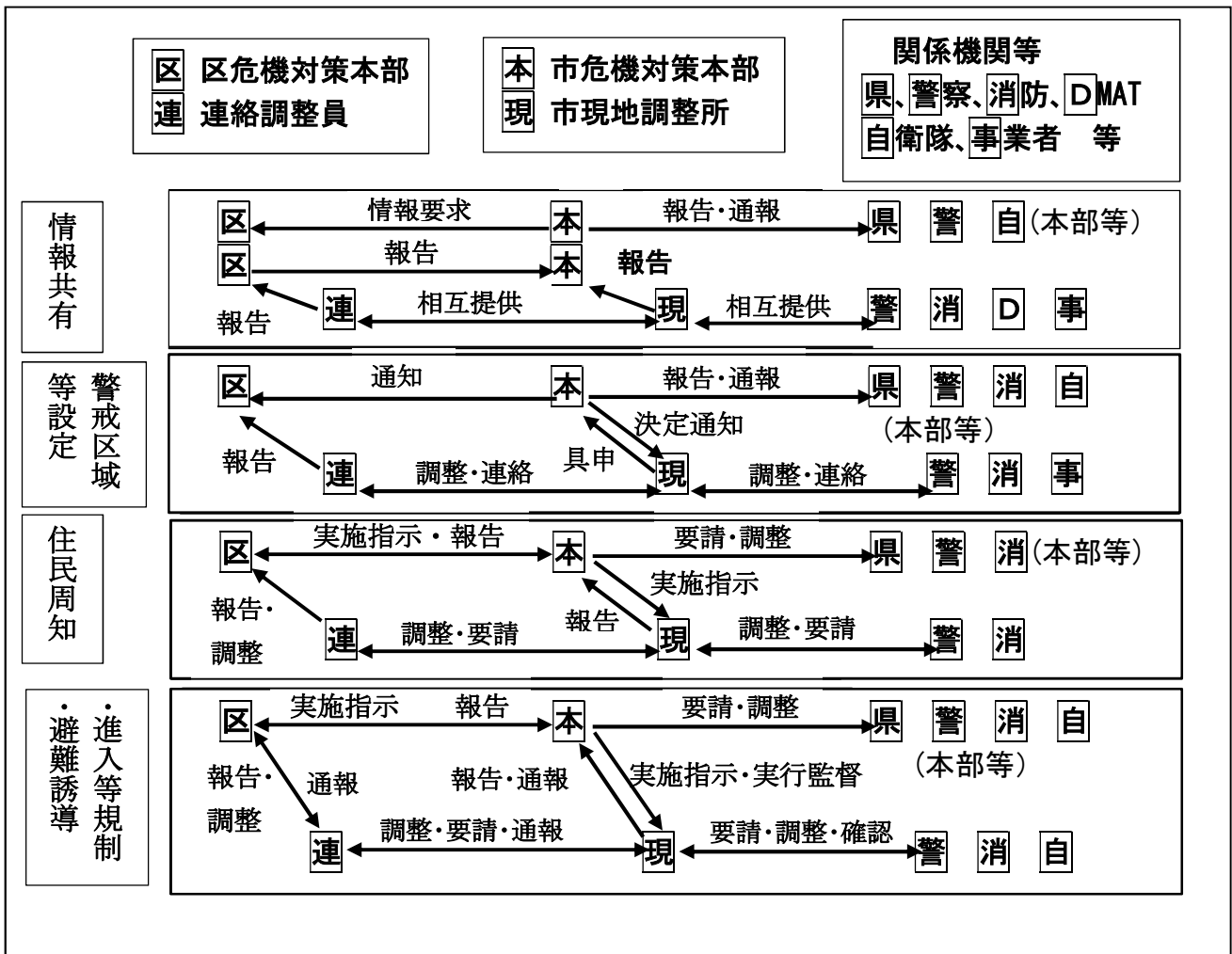
「3 WISER マップ」

(平成25年7月4・5日開催、独立行政法人 放射線医学総合研究所)

危険物質の事件・事故に伴う住民避難に係る初動対応調整
(危機レベル3の例)

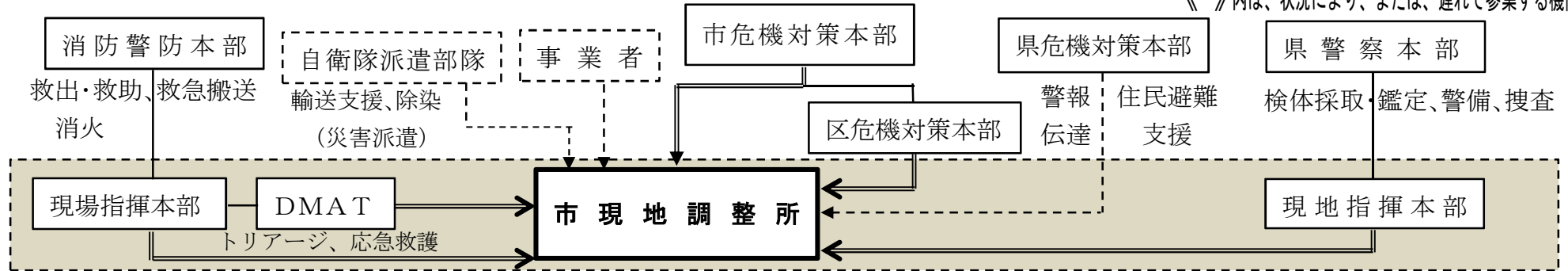


※複数区に跨る場合は、該当区からそれぞれ要員派遣を行う。



危険物質の事件・事故に伴う(現地調整所での)住民避難に係る初動対応調整②

《 》内は、状況により、または、遅れて参集する機関等



		情報共有	警戒区域等設定	住民周知	進入・立入り規制	避難誘導
誰が		市現地調整所(長)				
いつ		随時	可能な限り早く	決定後、速やか	決定後、速やか	決定後、速やか
誰と	部外	・消防 ・警察 ・DMA T ・《県、自衛隊、事業者》	・消防 ・警察 ・《県、自衛隊、事業者》	・消防 ・警察 ・《県》	・消防 ・警察	・消防 ・警察 ・《県、自衛隊》
	内	・区対策本部	・区対策本部	・区対策本部、市本体内	・区対策本部	・区対策本部
何を		①事件等情報(5W1H) ②被害情報 ③各機関の活動状況(現在まで、今後) ④その他の関連情報	安心安全のため、 ①区域外避難区域(D')の設定 ②屋内避難区域(S)の設定 この際、現地で判別容易な道路等を活用	①伝達内容・方法 ・災害・被害情報 ・避難指示(区域外・屋内) ②実施担任	①通行規制点の位置 ②担任場所・内容 ・車両の進入禁止 ・人の立入り禁止 ③区分(有人・無人)	①避難指示の徹底 ②避難住民の誘導 ③災害時要援護者(避難行動要支援者)支援 ・車いす介助等 ・車両手配・屋内避難
どこで		当初：現場、対策本部 事後：市現地調整所等	・現場で(D')(S)を概定後、概定案を市現地調整所から市対策本部長に具申して決定	・現地(区域内・周辺) ・市対策本部	・各通行規制点	・避難経路上の交差点 ・要支援者の自宅～避難所

○ 危険物質が飛散し、避難区域を設定する場合の記者発表資料(一例)

報道機関 各位

記者発表資料 平成 年 月 日 問合せ： 担当者： 電話：

危険物質飛散に伴う避難区域の設定について

〇〇時〇〇分頃、(集客施設・駅など)の施設内で何者かによって危険物質がまかれたことから、周辺にお住いの市民の皆様のお安心安全のため、避難区域を設定し、区域外避難、屋内避難及び立入り・進入禁止の処置をとることと致しましたので、次のとおりお知らせします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒、安全をより確実なものとするための処置にご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 区域外避難を行う区域

□□施設に隣接した、▽▽1丁目、××2丁目の一部地域にお住まいの方は、〇〇小・中学校、□□総合公園に徒歩で避難して下さい。徒歩移動が困難な方については個別に対応します。対象となる区域は、西は●●道路、南は■●通り、東は▲▲通り、北は××道路に囲まれた地域です。(別添参照)

2 屋内避難を行う区域

区域外避難を行う区域を除き、これから申し上げる地域内にお住いの方は、自宅などの建物内に避難して下さい。対象となる区域は、西は〇〇道路、南は□□通り、東は△△通り、北は××道路に囲まれた地域です。(別添参照)

3 設定時間

□□時▽▽分から安全が確認されるまで

4 対応をお願いする内容

- (1) 区域外避難を行う区域内の住民は、自宅等の施設を行った上で、A道を使用してA小学校まで、B道を使用してB中学校まで、C道を使用してC総合体育館まで、ハンカチ等で口を塞ぎながら、それぞれ徒歩で避難する。細部は現地での指示による。
- (2) 屋内避難を行う区域内の住民は、自宅など(指定公共施設内)に避難し、窓や扉を閉めて別に指示のあるまで、出来るだけ窓のない室内に留まる。この際、可能な範囲で目張りを行うとともにエアコンや換気扇は止める。
- (3) 区域内に通ずる道路では、警察・消防などによる人の立入り禁止及び車両の通行規制などの処置を行うので、現場での指示に従う。
- (4) 一連の処置の解除・変更については、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット等での連絡で確認する。

○ 危険物質が飛散し、避難区域を設定する場合のエリアメール(一例)

さいたま市から重要なお知らせを申し上げます。

〇〇時〇〇分頃、(集客施設・駅など)の施設内で何者かによって危険物質がまかれました。現在、関係機関が連携して被害の拡散を防止する処置を行っております。

念のため、〇〇周辺で次に申し上げる区域内にお住まいの方々は、▽▽小・中学校、□□総合体育館に徒歩で避難して下さい。この際、自宅等は確実に施錠し、移動中はハンカチ等で口を覆うようにして下さい。

対象となる区域は、□□施設に隣接した、▽▽1丁目、××2丁目の一部地域で、西は●●道路、南は■●通り、東は▲▲通り、北は××道路に囲まれた地域です。

また、次に申し上げる区域内にお住まいの皆様は、自宅などの建物内に避難し、窓や扉を閉め、可能な範囲で目張りをし、さらにエアコンや換気扇は止めて下さい。

対象となる区域は、▽▽1丁目、××2丁目内の地域で、西は〇〇道路、南は□□通り、東は△△通り、北は××道路に囲まれた地域です。

さらに、警戒区域内に通ずる道路では、人の立入り及び車両の通行を規制する処置を行いますので、現場での指示に従って下さい。

安全をより確実なものとするための処置にご理解とご協力をお願い申し上げます。

(496字)

※ メール文の長さは、500字以内

○ 危険物質が飛散し、避難区域を設定する場合の防災行政無線放送文(一例)

「こちらは、防災さいたまです。
防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

さきほど、〇〇の建物内で何者かが危険物質をまき散らし、けが人が発生しております。念のため、〇〇周辺にお住いの皆様は、今すぐ▽▽小・中学校、□□総合体育館に徒歩で避難して下さい。この際、自宅等は確実に施錠し、移動中はハンカチ等で口を覆うようにして下さい。

また、周辺道路では、人の立入り及び車両の通行を規制しますので、現場での指示に従って下さい。

安全をより確実なものとするための処置にご理解とご協力をお願い致します。
(190字)

繰り返し、防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

上記囲み部分の繰り返し

以上、防災さいたまです。」

※ 放送文は、通常、200字以内を目安にしている。

※ 屋内避難を指示する場合は、下線部を「自宅などの建物内に避難し、窓や扉を閉め、エアコンなどを止めて、可能な範囲で目張りをして下さい。」(172字)に置き換える。

○ 危険物質が飛散し、設定した区域外避難区域内での車両による放送文(一例)

「こちらは、さいたま市消防局です。

さいたま市消防局から緊急のお知らせを申し上げます。

さきほど、〇〇の建物内で何者かが危険物質をまき散らし、けが人が発生しております。

現在、関係機関が連携して被害の拡大を防止する処置を行っておりますが、念のため、この付近にお住いの皆様は、今すぐ▽▽小・中学校、□□総合体育館に徒歩で避難して下さい。この際、自宅等は確実に施錠し、移動中はハンカチ等で口を覆うようにして下さい。

避難の対象となる区域は、〇〇1丁目、××2丁目の一部地域で、西は●●道路、南は■●通り、東は▲▲通り、北は××道路に囲まれた地域です。

さらに、区域内に通ずる道路では、人の立入り及び車両の通行を規制しますので、現場での指示に従って下さい。

ご不便をおかけいたしますが、何卒、安全をより確実なものとするための処置にご理解とご協力をお願い致します。(304字)

以上、さいたま市消防局です。」

※ 屋内避難を指示する場合は、下線部を「自宅などの建物内に避難し、窓や扉を閉め、エアコンなどを止めて、可能な範囲で目張りをして下さい。」(286字)に置き換える。

○ 途中経過を広報する場合の記者発表資料(一例)……約2時間後を想定

報道機関 各位

記者発表資料 平成 年 月 日 問合せ： 担当者： 電話：

避難区域周辺の状況等について(□□時△△分現在)

- 1 ○○時○○分頃、○○の建物内で何者かが危険物質をまき散らしたため、出動した消防・警察・医療関係者により、現場周辺において引き続き救出・救助活動を実施中です。
被害状況については、現在、確認中です。(警察・消防発表によれば、死者○名、重症者○○名、軽症者□□名です。)
- 2 撒かれた危険物質については、現在、警察において分析中です。(現場での消防による概定結果では、有機リン系の化学物質で強い毒性を有しているとのことです。)
- 3 容疑者等については、現在、警察が捜査中です。
- 4 設定した避難区域内では、屋内避難のほか、現場に近い地域では区域外避難を、事件現場に通ずる道路では、進入・立入り禁止の処置をとっております。現在までに、住民等の屋内避難については完了しております。区域外避難については△箇所の避難所への避難を実施中で、約90%の進捗状況です。
なお、避難区域外周部の主たる道路上に、▽▽箇所の通行規制点を設定しましたので、現場での指示に従い、安全を確保して下さい。
- 5 現場周辺の自衛隊による除染活動が、先ほど開始されました。所要時間は、約□時間と見積もられています。
- 6 屋内避難等の処置を解除する時期は、除染終了後、安全確認等を完了してからになりますので、約○時間後の◇◇時▽▽分頃になると見込まれます。ご不便をおかけいたしますが、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○ 途中経過を広報する場合のエリアメール(一例)

さいたま市から重要なお知らせを申し上げます。

〇〇時〇〇分頃、□□の施設内で何者かによって危険物質がまかれ、現在、被害者の救助のほか、被害拡散を防止する処置を行っております。□□時△△分現在の避難区域周辺の状況並びに今後の見通しについてお知らせいたします。

- 1 今回の事件に伴う被害状況については、現在、確認中です。(警察・消防発表によれば、死者〇名、重症者〇〇名、軽症者□□名です。)
- 2 撒かれた危険物質や容疑者等については、警察において分析・捜査中です。
- 3 設定した避難区域内では、屋内避難のほか、現場に近い地域では区域外避難を行っているほか、避難区域外側では進入・立入り禁止等の処置をとっております。住民等の屋内避難は完了しておりますが、区域外避難は△箇所の避難所への避難を実施中で、約90%の進捗状況です。

なお、避難区域外周部の主たる道路上に、▽▽箇所の交通規制点を設定中ですので、避難区域周辺におられる方は、現場の指示に従って、安全を確保して下さい。

- 4 なお、屋内避難等の処置を解除する時期は、約〇時間後の◇◇時▽▽分頃になると見込まれます。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

(492 字)

※ メール文の長さは、500 字以内

○ 途中経過を避難区域周辺で広報する場合の防災行政無線放送文(一例)

「 こちらは、防災さいたまです。
防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

〇〇時××分頃、□□の施設内で何者かによって危険物質がまかれた事件は、現在、関係機関が連携して、被害者の救助、捜査のほか、被害拡散を防止する処置を行っております。設定した避難区域内では、屋内避難、区域外避難及び進入・立入り禁止等の処置をとっております。

屋内避難等の処置を解除する時期は、約〇時間後の◇◇時▽▽分頃になると見込まれます。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

(185 字)

繰り返し、防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

上記囲み部分の繰り返し

以上、防災さいたまです。」

○ 途中経過を広報する場合の、広報車による避難区域周辺部での放送文(一例)

「こちらは、さいたま市役所(さいたま市消防局・団)です。
さいたま市役所(さいたま市消防局・団)から緊急のお知らせを申し上げます。

〇〇時××分頃、□□の施設内で何者かによって危険物質がまかれた事件は、現在、関係機関が連携して、被害者の救助、捜査のほか、被害拡散を防止する処置を行っております。周辺に設定した警戒区域内では、屋内避難、区域外避難及び進入・立入り禁止等の処置をとっております。

屋内避難等の処置を解除する時期は、約〇時間後の◇◇時▽▽分頃になると見込まれます。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

(189字)

以上、さいたま市役所(さいたま市消防局・団)です。」

○ 屋内避難等の処置を解除する場合の記者発表資料(一例)

報道機関 各位

記者発表資料 平成 年 月 日 問合先： 担当者： 電話：

危険物質の飛散に伴い実施した屋内避難等の処置の解除等について

〇〇時〇〇分頃、〇〇の建物内で何者かが危険物質をまき散らしたことから、周辺にお住いの市民の皆様のご安心安全のため、屋内避難、区域外避難及び立入り禁止等の処置をとっておりましたが、安全が確認され、▽▽時〇〇分に屋内避難等の処置を解除することと致しましたので、お知らせします。

ご不便をおかけいたしました。これまでのご協力に感謝申し上げます。

なお、これまで判明した被害及び活動状況は次のとおりです。(□□時△△分現在)

1 死傷者等 (警察・消防発表分)

- (1) 死者 ○名
- (2) 重症者 □□名
- (3) 軽症者 △△名
- (4) 現場での救助活動は終了

2 捜査状況 (警察発表)

- (1) 撒かれた物質は、サリンと判明
- (2) 容疑者は、引き続き捜査中

3 除染状況 (自衛隊発表)

××時△△分、現場除染を終了

4 安全確認

消防・警察・自衛隊の共同作業により、現場周辺の〇〇個地点での化学剤の存在を調査したところ、すべての地点で反応が認められないことを▽▽時〇〇分に確認

○ 屋内避難等の処置を解除する場合のエリアメール(一例)

さいたま市から重要なお知らせを申し上げます。

〇〇時××分頃お知らせしました、何者かによってまかれた危険物質に対する処置が完了し、安全が確認されましたので、屋内避難等の処置を解除致します。

ご不便をおかけいたしました、ご協力ありがとうございました。

なお、避難区域内及びその周辺にお住まいの方で、万一、体調がすぐれないなどの症状があれば、近くの医療機関で診察を受けるようにして下さい。 (190字)

○ 屋内避難等の処置を解除する場合の防災行政無線放送文(一例)

「 こちらは、防災さいたまです。
防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

〇〇時××分頃放送でお知らせしました、何者かによってまかれた危険物質に対する処置が完了し、安全が確認されましたので、屋内避難等の処置を解除致します。
ご不便をおかけいたしました、ご協力ありがとうございました。
万一、体調がすぐれないなどの症状があれば、近くの医療機関で診察を受けるようにして下さい。

(148 字)

繰り返し、防災さいたまから緊急のお知らせを申し上げます。

上記囲み部分の繰り返し

以上、防災さいたまです。」

○ 屋内避難等の処置を解除する場合、車両による避難区域内での放送文(一例)

「こちらは、さいたま市消防局です。

さいたま市消防局から緊急のお知らせを申し上げます。

〇〇時××分頃放送でお知らせしました、何者かによってまかれた危険物質に対する処置が完了し、安全が確認されましたので、屋内避難等の処置を解除致します。

ご不便をおかけいたしました、ご協力ありがとうございました。

万一、体調がすぐれないなどの症状があれば、近くの医療機関で診察を受けるようにして下さい。

(148 字)

以上、さいたま市消防局です。」

警戒区域等設定の一例 (初期離隔距離: 60m)

参考3-1

(甲駅でサリンが散布された場合)

初期離隔区域: R=60mの円内

防護措置区域: 風下側400m四方



警戒区域等設定の一例② (初度離隔距離: 60m) 参考3-2

(甲駅: 開口部閉鎖でほぼ密閉状態)

風速はほぼ0m/sで無風状態)



- 屋内避難区域 (S)
- - - 区域外避難区域
- - - 避難経路 (D')
- X 通行規制点 (10)
- 防災行政無線端末 (12)

⇒ 東方300m
市体育館